

同意を要する事項について

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いを行うことといたしますが、これらの事項は、いずれも第三者提供に該当するため、加入者本人の同意が必要となります。

同意の方法は、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも加入者本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、次に列記した事項について、包括的な同意をいただきたく、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 医療費のお知らせ(患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知)や給付金支給決定通知書を世帯単位でまとめて被保険者宛に事業主経由で行うこと
2. 出産育児一時金など現金による給付を世帯単位でまとめて被保険者宛に事業主経由で支給すること
3. 高額療養費(高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金)を本人の申請に基づかず世帯単位でまとめて被保険者宛に事業主経由で支給すること
4. 保健事業に関する補助金を世帯単位でまとめて被保険者宛に事業主経由で支給すること
5. 外傷性での傷病名で受診された場合の負傷原因について、世帯単位でまとめて被保険者宛に照会すること、または被保険者宛に事業主経由で照会すること
6. 事業主と共同で行う健康づくりなどの事業(コラボヘルス)を実施するために必要なデータ及び分析結果などを事業主と共有すること
7. 健診受診や保健指導、医療機関への受診の勧奨について、世帯単位でまとめて被保険者宛に事業主経由で行うこと
8. 資格情報のお知らせについて、世帯単位でまとめて被保険者宛に事業主経由で配布すること
9. 医療機関から資格確認の照会があった場合に回答すること

なお、被保険者だけでなく、被扶養者の同意を要する事項で同意しない被扶養者の方につきましても、当組合までご連絡ください。